

所管部課	教育部 教育指導課		部長	小俣 学	
件名	東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和5年度から全小・中学校に東大和市学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置することに伴い、学校運営連絡協議会（旧協議体）に関する事項を削除する。</p> <p>(1) 主な内容 第27条第3項中、「次条第1項において同じ。）又は学校運営連絡協議会（同条に規定する学校運営連絡協議会をいう。」及び第28条を削除する。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 学校の実態に即した管理運営に資することができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和5年2月 6日 文書課において審査済み 令和5年2月17日 令和5年第2回東大和市教育委員会定例会において承認済み</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、関連事務を速やかに進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。